

# 令和7年もとす広域連合議会

## 第1回定例会 会議録

令和7年2月 6日（木） 開会

令和7年2月18日（火） 閉会

もとす広域連合

# 令和7年第1回もとす広域連合議会定例会会議録

## 目 次

### 第 1 号（2月6日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○職務のため出席した職員	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○発委第1号の上程、説明、委員会付託の省略	4
○議案第1号より議案第9号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託	4
○散会の宣告	12

### 第 2 号（2月18日）

○議事日程	13
○本日の会議に付した事件	13
○出席議員	13
○欠席議員	14
○説明のため出席した者	14
○職務のため出席した職員	14
○開議の宣告	15
○議事日程の報告	15
○一般質問	15
鏝本規之議員	15
○発委第1号の上程、質疑、討論、採決	20
○議案第1号より議案第3号までの一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	20
○議案第4号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	25
○議案第5号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	26
○議案第6号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	28
○議案第7号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	29
○議案第8号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	31

○議案第9号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決……………	33
○閉会の宣告……………	36
○署名議員……………	37

令和 7 年 第 1 回 もとす 広域 連合 議会 定例会 第 1 日

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 7 年 2 月 6 日 (木曜日) 午前 9 時 21 分開会

- |        |            |   |
|--------|------------|---|
| 日程第 1  | 会議録署名議員の指名 |   |
| 日程第 2  | 会期の決定      |   |
| 日程第 3  | 発委第 1 号    | もとす広域連合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について    |
| 日程第 4  | 議案第 1 号    | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について    |
| 日程第 5  | 議案第 2 号    | もとす広域連合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について       |
| 日程第 6  | 議案第 3 号    | もとす広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7  | 議案第 4 号    | 令和 6 年度もとす広域連合一般会計補正予算 (第 4 号)          |
| 日程第 8  | 議案第 5 号    | 令和 6 年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)      |
| 日程第 9  | 議案第 6 号    | 令和 6 年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算 (第 4 号)    |
| 日程第 10 | 議案第 7 号    | 令和 7 年度もとす広域連合一般会計予算                    |
| 日程第 11 | 議案第 8 号    | 令和 7 年度もとす広域連合介護保険特別会計予算                |
| 日程第 12 | 議案第 9 号    | 令和 7 年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算              |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (15 名)

- |      |        |      |         |
|------|--------|------|---------|
| 1 番  | 広瀬 守 克 | 2 番  | 藤橋 直 樹  |
| 3 番  | 若原 達 夫 | 4 番  | 古野 裕美子  |
| 5 番  | 河村 正 通 | 6 番  | 高橋 知 子  |
| 7 番  | 飯尾 龍 也 | 8 番  | 今枝 和 子  |
| 9 番  | 関谷 守 彦 | 10 番 | 馬 淵 ひろし |
| 11 番 | 棚橋 敏 明 | 12 番 | 若園 五 朗  |
| 13 番 | 杉本 真由美 | 14 番 | 河村 志 信  |
| 15 番 | 鏝本 規 之 |      |         |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

連 合 長	藤 原 勉	副 連 合 長	森 和 之
副 連 合 長	戸 部 哲 哉	総 務 課 長	五 井 淳 人
介 護 保 険 課 長	井 尾 昌 宏	会 計 管 理 者	有 里 弘 幸
老 人 福 祉 施 設 大 和 園 長	國 井 弘 光	療 育 医 療 施 設 長	吉 川 博 喜
衛 生 施 設 長	喜 多 川 正 義		

職務のため出席した職員

書 記 長	平 塚 直 樹	書 記	田 中 久 子
書 記	坂 上 翔		

開会 午前 9時21分

◎開会の宣告

- 議長（鰐本規之君） それでは、開会をいたします。  
ただいまの出席議員は15名であり、地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。  
ただいまから、令和7年第1回もとす広域連合議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

- 議長（鰐本規之君） 本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（鰐本規之君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎会議録署名議員の指名

- 議長（鰐本規之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
今定例会の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、  
6番 高橋 知子 議員  
10番 馬 淵 ひろし 議員  
を指名いたします。



◎会期の決定

- 議長（鰐本規之君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りします。  
今定例会の会期は、1月29日の議会運営委員会において、本日から2月18日までの13日間にしてはどうかと決められました。  
これにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕  
○議長（鰐本規之君） 異議なしと認めます。  
したがって、今定例会の会期は、本日から2月18日までの13日間とすることに決定をいたしました。

---

◇

**◎ 発委第 1 号の上程、説明、委員会付託の省略**

- 議長（鏑本規之君） 日程第 3、発委第 1 号 もとす広域連合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出議案について、河村志信議会運営委員長より提案理由の説明を求めます。

- 議会運営委員長（河村志信君） おはようございます。

議会運営委員会委員長の河村です。

発委第 1 号 もとす広域連合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について、議会運営委員会を代表いたしまして説明させていただきます。

この条例の改正の内容は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法が改正され、同法第 2 条に新しい項が設けられたことにより、それ以下の項番号が順次繰り下げられることに対応するとともに、所要の文言の修正を行うものであります。

以上、提出議案につきまして、その概要を説明させていただきました。

よろしくご審議を賜り、皆様のご賛同をいただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

- 議長（鏑本規之君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております発委第 1 号は、委員会付託を省略し、本定例会最終日に質疑、討論、採決を行います。

---

◇

**◎ 議案第 1 号より議案第 9 号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託**

- 議長（鏑本規之君） 日程第 4、議案第 1 号から日程第 12、議案第 9 号までを一括議題といたします。

提出議案について、藤原広域連合長より提案理由の説明を求めます。

お願いします。

- 連合長（藤原 勉君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和 7 年第 1 回もとす広域連合議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

昨年は、元日に発生いたしました能登半島地震、9 月には再び被災地を襲った能登半島豪雨により、復旧・復興、避難生活の長期化がいまだ余儀なくされる状況であります。改めまして、被災された皆様には慎んでお見

舞いを申し上げ、一日も早く平穏な生活に戻られることを心よりお祈り申し上げます。

また、8月には日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表され、大規模な自然災害がいつ、どこで発生してもおかしくない状況の中、本年1月13日には、同じく日向灘を震源とする宮崎県で、同月23日には福島県会津で、ともに震度5弱を観測する地震が発生しており、日頃からの災害への備えが呼びかけられているところであります。

加えまして、新型コロナウイルスなど潜在する感染症のほか、季節性インフルエンザや小児感染症などにも注意する必要があります。

当広域連合には、多くの高齢者や子供が利用している施設の大和園や幼児療育センターがあります。引き続き、職員、利用者の健康管理や衛生管理を徹底するとともに、感染防止対策の実施に努めてまいります。

それでは、令和7年度に向けて臨む定例会の開会に当たり、当広域連合事業への所信について述べさせていただきます。

もとす広域連合は、組織市町住民の皆様の福祉向上と広域行政の推進に寄与することを目的に設置・運営されていることは、ご承知のことと存じます。管内の住民の安心・安全を支える事業であります介護保険事業をはじめ、老人福祉施設の大和園、療育医療施設の幼児療育センター及び休日急患診療所、そして、衛生施設のし尿処理施設など、各事業の執行に際しましては、少しでも安定的な財政運営が図れるよう、限られた財源の中で効率的かつ効果的な運営を目指して、地域住民の皆様の福利厚生の上向上に伝えるべく、引き続き努力をしてまいります。

初めに、介護保険事業につきましては、第9期介護保険事業計画の中間年となります。これまでの基本理念である「いつまでも自分らしく生きられる長寿社会をめざして」を踏襲し、引き続き高齢者が住み慣れたまちで生きがいを持って暮らしていけるよう、また、支援が必要となってもその人らしく過ごすことができるよう、医療・介護・予防・生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの構築や、認知症予防対策事業などを進めてまいります。

次に、老人福祉施設大和園につきましては、老人福祉法に基づく養護老人ホームの運営と、介護保険法に基づく特別養護老人ホーム、短期入所、デイサービスなど管内地域に密着した事業の運営を展開しております。

なお、養護老人ホームにおきましては、新たな介護サービスとなります特定施設入居者生活介護（一般型）を導入することで、入所者の多様化に努めるとともに、引き続き健全な施設の管理運営に努め、充実した高齢者福祉サービスを提供してまいります。

次に、療育医療施設・幼児療育センターにつきましては、地域療育の専門機関として、小学校就学前の児童を対象とする児童発達支援事業及び相談支援事業を継続して実施しており、中核機能強化事業所としての役割を

担い、引き続き、児童一人一人の特性に応じたきめ細やかな支援や、その保護者への支援に努めてまいります。

また、休日急患診療所につきましては、日曜・祝日等における救急患者に対する診療について、もとす医師会及びもとす薬剤師会の協力を得て、地域の初期救急医療機関としての役割を果たしており、引き続き、良質かつ適切な医療サービスの提供に努めてまいります。

次に、し尿処理の衛生施設につきましては、組織市町からのし尿及び浄化槽、農業集落排水処理施設並びにコミュニティ・プラントから搬入される汚泥の衛生的な処理に努めております。引き続き、施設及び設備の計画的な維持補修工事により長寿命化に努め、地域住民の皆様の快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与してまいります。

最後に、地域住民の皆様の福祉の向上と身近な広域行政機関としての役割を果たすため、組織市町との連携の下、管内住民の皆様のご期待に沿えるよう、引き続き誠心誠意取り組む所存でございます。

つきましては、議員の皆様には、もとす広域連合の施策の推進に際し、引き続き、ご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、所信の一端を述べさせていただきました。

今回、本会議に提案し、ご審議をお願いする議案は、条例の改正に関する案件が3件、令和6年度補正予算に関する案件が3件、令和7年度予算に関する案件が3件の合計9件であります。

それでは、ただいまより今定例会への提出議案につきまして、概要を説明させていただきます。

まず、議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。

刑法等の一部を改正する法律において、懲役及び禁固を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設することに伴い、関係条例を改正するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第2号 もとす広域連合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

令和6年の人事院勧告の内容に鑑み、関係条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第3号 もとす広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

同じく、令和6年の人事院勧告の内容に鑑み、関係条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第4号 令和6年度もとす広域連合一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億6,072万4,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、休日急患診療所の交付税に係る衛生

費負担金、財政調整基金の預金利子及び繰入金の増額、休日急患診療所使用料の減額を計上するものでございます。

歳出の主なものといたしましては、総務費では、総務管理費で財政調整基金等積立金の増額。民生費では、児童福祉費で会計年度任用職員報酬の減額。衛生費では、清掃費で光熱水費及び脱水汚泥処理委託料などの減額を計上するものでございます。

次に、議案第5号 令和6年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ632万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ88億444万1,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、国庫支出金及び県支出金で決算見込みによる補助金の減額、介護給付費準備基金の利子及び繰入金、諸収入で増額を計上するものでございます。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費では、各種事業の決算見込みによる予算の組替え。地域支援事業費では、各事業に係る消費税の取扱いに伴う追加交付分の増額。その他、介護給付費準備基金積立金の増額を計上するものでございます。

次に、議案第6号 令和6年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,065万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億3,630万5,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、老人保護措置費負担金、財政調整基金繰入金、認知症通所介護及び在宅介護サービスに係るサービス事業収入の減額、県補助金などの増額を計上するものでございます。

歳出の主なものといたしましては、民生費では、光熱水費及び業務委託料などの減額。サービス事業費では、職員異動に伴う人件費などの減額を計上するものでございます。

続きまして、議案第7号から議案第9号までが、令和7年度当初予算でございます。

当広域連合の新年度の予算総額は、102億7,980万円を計上するものでございます。

一般会計が5億9,260万円で、全体予算額の5.8%。介護保険特別会計が87億3,100万円で、全体予算額の84.9%。老人福祉施設特別会計が9億5,620万円で、全体予算額の9.3%を占めます。

これらの予算案につきましては、管内住民の皆様に対し、健康で安心・安全な生活の確保、安定した介護保険制度の運営と良質な介護サービスの確保などを目指したものでございます。

令和7年度の予算編成に向け、当広域連合が将来にわたり持続可能な財政運営・経営を維持していくため、最少のコストで最大の効果を挙げる工

夫を凝らすとともに、広域連合の主な財源の一つである組織市町負担金についても、管内住民の税金であることを念頭に予算編成に努めました。

まず、議案第7号 令和7年度もとす広域連合一般会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億9,260万円で、前年度に比べ5,750万円、10.7%の増額でございます。

一般会計予算につきましては、本庁総務課関係分、療育医療施設関係分及び衛生施設関係分の3部門から編成されております。

歳入の主なものとしたしましては、組織市町からの市町負担金で4億2,674万2,000円、使用料及び手数料で3,558万8,000円、基金繰入金で3,097万9,000円、児童福祉事業に係るサービス事業収入で7,575万円を計上しております。

歳出の主なものとしたしましては、総務費で1億3,326万7,000円、民生費で1億4,202万6,000円、衛生費で2億6,420万5,000円を計上しております。

次に、議案第8号 令和7年度もとす広域連合介護保険特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ87億3,100万円で、前年度に比べ2億4,300万円、2.9%の増額でございます。

介護保険事業につきましては、第9期介護保険事業計画に基づき、高齢者を含めた人々の暮らしを支える地域包括ケアシステムの充実や、認知症予防事業の推進に努めるとともに、各介護サービス事業による介護保険給付費並びに地域支援事業への対応に係る経費を計上しております。

歳入の主なものとしたしましては、介護保険収入で19億731万1,000円、介護給付費負担金をはじめとした市町負担金で14億2,122万7,000円、国庫支出金で17億3,435万4,000円、支払基金交付金で21億9,928万7,000円、県支出金で12億706万6,000円を計上しております。

歳出の主なものとしたしましては、保険給付費で79億4,071万4,000円を計上し、歳出総額の約91%を占めております。その他、地域支援事業費で4億7,969万7,000円を計上しております。

最後に、議案第9号 令和7年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9億5,620万円で、前年度に比べ5,940万円、6.6%の増額でございます。

老人福祉施設大和園につきましては、老人福祉法に基づく養護老人ホームと、介護保険法に基づく特別養護老人ホーム、短期入所施設、デイサービスセンター、介護支援センター及び居宅介護支援事業所を所管する地域に密着した事業所であり、高齢者福祉サービスの提供を図るべく、必要な経費を計上しております。

歳入の主なものとしたしましては、老人保護措置費負担金などの市町負

担金で8,725万7,000円、繰入金で9,000万円、通所介護や施設介護など各サービス事業収入で7億336万円を計上しております。

歳出の主なものといたしましては、総務費で、施設の維持管理を主体とした総務管理費に1億4,453万5,000円、民生費で、養護老人ホーム費及び在宅介護支援事業費に1億4,499万7,000円、通所介護事業や施設介護事業などのサービス事業費で、6億5,666万8,000円を計上しております。

以上、提出議案につきまして、その概要を説明させていただきましたが、よろしくご審議いただきまして、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（鰐本規之君） 以上で提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、暫時休憩といたします。

10分ほど休憩をいたしますので、9時50分より全員協議会を再開いたしますので、よろしくお願いをいたします。

休憩 午前 9時42分

再開 午前11時50分

○議長（鰐本規之君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第4、議案第1号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鰐本規之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号は、総務介護常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鰐本規之君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託をいたします。

日程第5、議案第2号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鰐本規之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号は、総務介護常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鏑本規之君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託をいたします。

日程第6、議案第3号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鏑本規之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号は、総務介護常任委員会に付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鏑本規之君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託をいたします。

日程第7、議案第4号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鏑本規之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第4号については、議案を関係する2つの常任委員会へ分割して付託することができないため、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、各常任委員会の協議を経た後、最終日の本会議において、質疑、討論、採決を行いたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鏑本規之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、委員会付託を省略し、最終日に質疑、討論、採決を行うことに決定をいたしました。

日程第8、議案第5号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鏑本規之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号は、総務介護常任委員会に付託したいと思えますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鏑本規之君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は総務介護常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第9、議案第6号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鏑本規之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号は、老人福祉常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鏑本規之君） 異議なしと認めます。

よって、本案は老人福祉常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第10、議案第7号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鏑本規之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第7号については、議案を関係する2つの常任委員会へ分割して付託することができないため、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、各常任委員会の協議を経た後、最終日の本会議において、質疑、討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鏑本規之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、委員会付託を省略し、最終日に質疑、討論、採決を行うことに決定をいたしました。

日程第11、議案第8号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鏑本規之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号は、総務介護常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鏑本規之君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託することに決定をいたしま

した。

日程第12、議案第9号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鰐本規之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号は、老人福祉常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鰐本規之君） 異議なしと認めます。

よって、本案は老人福祉常任委員会に付託することに決定をいたしました。



#### ◎散会の宣告

○議長（鰐本規之君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

付託案件等につきましては、各常任委員会での審査、協議をよろしくお願いをいたします。

次回、本会議は2月18日午前9時より再開をいたしますので、ご参集のほどよろしくお願いをいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

お疲れさまでございました。

散会 午前11時57分

令和7年第1回もとす広域連合議会定例会 第2日

議事日程（第2号）

令和7年2月18日（火曜日）午前10時21分開議

日程第 1	一般質問	
日程第 2	発委第 1号	もとす広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 3	議案第 1号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
日程第 4	議案第 2号	もとす広域連合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第 5	議案第 3号	もとす広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案第 4号	令和6年度もとす広域連合一般会計補正予算（第4号）
日程第 7	議案第 5号	令和6年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第 8	議案第 6号	令和6年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第4号）
日程第 9	議案第 7号	令和7年度もとす広域連合一般会計予算
日程第 10	議案第 8号	令和7年度もとす広域連合介護保険特別会計予算
日程第 11	議案第 9号	令和7年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番	広瀬 守 克	2番	藤橋 直 樹
3番	若原 達 夫	4番	古野 裕美子
5番	河村 正 通	6番	高橋 知 子
7番	飯尾 龍 也	8番	今枝 和 子
9番	関谷 守 彦	10番	馬 潤 ひろし
11番	棚橋 敏 明	12番	若園 五 朗
13番	杉本 真由美	14番	河村 志 信
15番	鏝本 規 之		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

連 合 長	藤 原 勉	副 連 合 長	森 和 之
副 連 合 長	戸 部 哲 哉	事 務 局 長	山 田 潤
総 務 課 長	五 井 淳 人	介 護 保 険 課 長	井 尾 昌 宏
会 計 管 理 者	有 里 弘 幸	老 人 福 祉 施 設 長	國 井 弘 光
療 育 医 療 施 設 長	吉 川 博 喜	大 和 園 長	
		衛 生 施 設 長	喜 多 川 正 義

職務のため出席した職員

書 記 長	平 塚 直 樹	書 記	田 中 久 子
書 記	坂 上 翔		

開議 午前 10 時 21 分

◎開議の宣告

- 議長（鏑本規之君） それでは、本会議を開催いたします。  
ただいまの出席議員数は15名であり、地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。  
本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（鏑本規之君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎一般質問

◇鏑本規之君

- 議長（鏑本規之君） 日程第1、一般質問を行います。  
質問の通告がありますので、会議規則第53条の規定により、私が一般質問しますので、議長の職を副議長に交代をいたします。  
副議長、よろしくお願いをいたします。  
〔議長、自席に着席〕  
〔副議長、議長席に着席〕
- 副議長（若園五朗君） ただいまより私が議長の職務を行います。よろしくお願いをいたします。  
15番、鏑本規之君の発言を許可いたします。  
鏑本君。
- 15番（鏑本規之君） それでは、通告に従って一般質問をさせていただきます。

先ほど、全員協議会の中でも大和園のことについて質疑応答があったわけであり、この大和園の存在価値というもの、どこまでの存在価値かなということ、これは議員各位がしっかりと考えてもらえれば結構なんですけれども、他市町村においては、この大和園というような施設は、今、市として経営しているところは非常に少ない、ゼロに近いだろうと思うぐらいであります。

けれども、このもとす広域連合においては、3市町で運営をしている。これは本当に地域としては誇りを持っていいだろうというような施設だと私は思っています。

けれども、市民からお預かりした大切なお金をあまり赤字、赤字という形で出すということはいかがかなという思いもしておるわけであり、

こういう施設は、独立採算制というのが本来あってしかるべきだろうと思っておるわけであります。

その中で、大和園について、赤字がずっと続いているということについて少しお聞きしたいことがありますので、きつい質問になるかもしれませんが、また、通告から少し外れる質問があるかもしれませんがけれども、議長におかれましては、ご配慮のほどよろしく願いをして、質問に移りたいと思います。

大和園の赤字解消計画についてお尋ねをいたします。

ここ数年、大和園は基金の取崩しが多額であり、いわゆる赤字経営となっています。この状況の改善計画があればお伺いをいたします。

○副議長（若園五朗君） 大和園長、國井弘光君。

○老人福祉施設大和園長（國井弘光君） 鏑本議員の質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、大和園の経営につきましては、関係各位の皆様にもいろいろご心配をおかけしております。そのことは、園長としても十分承知しておるところでございます。

そこで、まず、喫緊の対策としまして、主に3点ほど考えておりますので、説明させていただきたいと思っております。

1点目でございますけれども、空床が目立つ養護老人ホームの改革で、先ほどもお話しさせていただきましたが、令和7年4月1日より特定施設入居者生活介護の制度を開始いたします。

この制度でございますけれども、養護老人ホームにおいても介護保険のサービスを利用していただける制度でございます。県内で2例目の施設として、現在開始に向けて準備を進めておるところでございます。こちらにつきまして、大和園におきましては、複合的な施設ということで、養護老人ホームのほかにデイサービス、特養、ショートステイ等、介護保険サービスを複合的に提供しておるために、強みを生かせるものであると考えております。

2点目ですけれども、介護保険事業の一層の強化ということでございます。

今年度、特別養護老人ホームのショートステイの空床活用、あるいはデイサービスの普及に力を入れてまいりました結果、実績を伸ばしつつあるところでございます。引き続き、特にコロナ禍で落ち込んだデイサービスやショートステイを盛り返すために、ケアマネジャーを中心に大和園の介護サービス事業を近隣市町に積極的にアピールしてまいりたいと思っております。

最後、3点目でございますけれども、さきの2点を行う上で、魅力的なサービスが効率よく提供できますよう、人員の配置計画についても検討していきたいというふうに考えております。

何か新しいことを行う上では、それなりの人員配置が必要となりますのは当然のことでございますけれども、国の示す人員配置基準を考慮し、監

督官庁であるところの県の岐阜地域福祉事務所とも相談しながら、組織を活性化させる人員配置を行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（若園五朗君） 鏑本規之君の発言を許可します。

○15番（鏑本規之君） 再質問をさせていただきます。

今、改善計画等々が言われたわけでありまして。また、人員配置についても検討していくということでもありますけれども、施設を維持していくためにはどうしたらいいかということ、その中において、当然企業としてもし考えたとするなら、お金のかかる改善とお金のかからない改善があるわけでありまして。

大和園も独立採算制ということを考えれば、お金をかけてよくするというのも一つの方法かもしれないけれども、お金をかけなくて多くの人に利用してもらおうというのも一つの改善なんです。改善ですから、よくなって初めて改善なんです。こんなことを言うと、お金をたくさんかけてよくしても、それを回収するのに長い時間がかかるということは、結果としては赤字解消にはならない。だとするなら、お金のかからない改善は何かということなんです。

私も会社の経営者として利益を得るため努力をしてきました。私が1つ提言をするとするなら、一番お金のかからない改善は何かということ、そこに勤めている職員の笑顔なんです。笑顔はお金がかからないけれども、来てくれた人にとっては非常に気持ちがよく、そして、職員が職員としての職務だけをやるのではなくて、もう少し広い気持ちで職員としての運用に携わっていくということ、そういう方向に持っていくということ。これは職員の意識改革。

この意識改革は、黒字になっているときは割とできない。それでいいなと思っているから。赤字になる、不景気になったりいろんな形で逆風が吹いてきたときに、そういう知恵が湧いてくる。ですので、改善というのは、よくなって当たり前。よくするために改善をする。

そうすると、今の体制、私もちょこちょこ見に行かせてもらっているし、利用する人たちの声を聞くと、職員が職員として与えられたこと以外はやらないというようなことを聞いている。露骨なことを言うと、ごみが1つ落ちていても拾わない、スリッパが少し荒れていてもそのスリッパをそろえようとしない、庭の草が生えていても取ろうとしない、これは私の仕事ではないというふうに思ってしまう、そういうことがすごく聞こえてくる。

それでは会社の経営としては成り立たない。それを意識改革をさせるのは、会社のトップである。トップが意識改革をすれば、当然下も意識が変わってきますので、お金のかからない改善というのは、まずそこから始めていっていただきたいなど。

それから、長期的な改善となれば、当然古いものは新しくすれば、来てくれる人は気持ちよくなるだろう。お金をかけて改善するのは、それはそ

れでいいかもしれないけれども、私の思いとしては、今ある施設をいかにきれいに掃除をして、きれいにして、そして古きよきものという形でそこに来てくれるお年寄りの方たちに提供できれば、そんなに小言は出ないだろうと思っています。

当然大きな改善をしなければいけないこともある。雨漏りがするように古くなってくれば、それは改善しなければならない。やむを得ない形でお金がたくさん要することもあるだろうと思うけれども、そういうことも含めて、改善計画は先ほど述べられたけれども、意識改革というものも必要であろうと思うし、人員配置も必要だろうと思う。

その中で、園長という形の経営者として、お金のかからない改善方法、また、お金がかかるかもしれないけれども、今先ほど言った改善方法以外に、もう少し利用者を増やす考え方があれば、お聞きをしたいと思います。

○副議長（若園五朗君） 大和園長、國井弘光君。

○老人福祉施設大和園長（國井弘光君） 引き続き答弁をさせていただきます。

議員がご指摘いただきました企業経営の考え方につきましては、当然のことながら大和園にも当てはまるものと考えております。先ほど、喫緊の対応について答弁させていただいたところでございますけれども、中長期の計画としましては、新年度予算で外部委託による経営改善計画の策定を予定しておりますが、まだ具体的な仕様を固めたわけではございません。大和園内部でも組織的に検討を重ね、考えていきたいと思っております。

とはいえ、大和園の現在の財政状況は、大規模な先行投資に対応できるものではございません。例えば、従来型特養やデイサービスが入っておる建物ですけれども、開設から33年が経過しております。また、養護老人ホームの建物においても、建設後25年が経過しております。特別養護老人ホームの設備では、空調設備の入替えやボイラーの入替えをこれまでに行ってきましたけれども、現況では、水回りを中心に細々とした不具合が度々発生しておるような状況でございます。

したがいまして、今しばらくは大規模改修を控え、まずは現在の設備、態様で経営改善に注力するのが先決と考えております。

利用者の増加でございますけれども、議員ご指摘のように、お金のかからない、挨拶でありますとか笑顔でありますとか、そういったところを徹底することは当然でございますが、他施設のレクリエーションの状況でありますとか、そういった本来の介護以外の部分で魅力あるものをつくり上げて、利用者呼び込むよう努めてまいりたいというふうに思っております。

大和園でございますけれども、市町の担当の方からも、大和園は最後の砦だからという言葉いただいております。議員ご指摘のとおり、県内では公設公営の施設が減っております。民営化されていく中で、民間では受

入れできない方の受入れを大和園は今後も担っていきまして、経営のために負担の在り方も検討に含めながら、今後も対応させていただきたいというふうに思っております。

先日の老人福祉常任委員会におきましても、委員の皆様から厳しいご指摘をいただきましたけれども、これからも大和園に対する期待の裏返しと捉えまして、今後でもできる限り経営努力を重ね、よりよい施設へと変貌させていきたいと考えております。

議員各位におかれましても、地元へ帰られましたら大和園のPRをお願いしたいというふうに思っております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○副議長（若園五朗君） 鏑本規之君の発言を許可します。

○15番（鏑本規之君） 嫌な言い方をすると、大和園の園長も雇われ園長という形で、ある程度の時期が来ればそこから退いて、だから、今の答弁を聞いていても、どこまでできるかが、自分がここにいる間にできることはどの程度かなということの中での答弁のように聞こえて仕方がない。

けれども、今の答弁の中に、お年寄りの人にとってみれば、またそれを介護する子どもにとっては最後の砦だというような言葉が出てきて、この言葉が利用する市民の人たちから本当に心から出てきているとするなら、すばらしい施設だ。けれども、そうではないことはもう出ているよということ。

一番考えてほしいことは、そこを利用するお年寄りは、何も新しいものじゃなくてもいいんです。露骨なことを言うと、私の思いとするなら、昭和時代の物があればいいんです。介護する人にとっては、新しい施設、新しい道具も要るだろうと思うけれども、されるほうとしては、そんなに近代的なものは必要としていない。ですから、立場を変えて物を見ることを少しお願いをしておきます。

私もいずれは世話になるかもしれない。ああ、いいところで最期が送れるなというふうに思えるような施設にしてもらいたいなという思いで、少しきついことを言うわけであります。

この改善をするのに、確かにお金は要るかもしれない。大きな改善をする、また方向を転換するためには、最低限でもある程度のお金は要るだろうと。けれども、そのお金をどう工面するかということは、園長、あなたの仕事じゃないんです。それは、あなたに園長をやれと言った市町のトップが考えることなんです。経営者となれば、その会社の全責任を負っていくんだけど、園長さんは、失礼な言い方かもしれないけれども、全責任は負わされていないと思う。全責任を持っているのは市町のトップだろうと思っている。

ですから、お金のことについては、あなたが心配するのではなくて、市町のトップが考えてくれる。ただし、市町のトップは本当にそれが要るのか要らないかということの判断が必要なんです。また、それを認めるか認

めないかは、私と同じような議員の人たちが判断をすることなんです。

ですから、園長としては、こういう形でこういうふうにしてこういうふう  
に改善をしたいと、だからこれだけのお金が要るからお願いしますよと  
いうことを言っていけばいい。銭のことは気にしないでいいんです。あと、  
それが本当に必要か、そのためのお金はこんなに要らないだろうというこ  
との判断は、市町のトップが考える。そしてその考えが正しいか否かを考  
えてくれるのが議員なんです。

ですので、改善計画、お金がないからどうのこうのじゃなくて、今やら  
なければいけないことは何かということを実際に考えて、改善計画をいま  
一度見直すなり検討するなりしていただくことをお願いをして、私の一般  
質問終わります。

○副議長（若園五朗君） 15番、鏑本規之君の一般質問を終わります。

これを持ちまして、私の議長としての職務を終わります。

鏑本議長、議長席へお戻りください。お願いします。

〔議長、議長席に着席〕

〔副議長、自席に着席〕

○議長（鏑本規之君） これで一般質問を終わります。



#### ◎発委第1号の上程、質疑、討論、採決

○議長（鏑本規之君） 日程第2、発委第1号を議題といたします。

発委第1号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鏑本規之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鏑本規之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

発委第1号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鏑本規之君） 起立全員であります。

よって、発委第1号は可決されました。



#### ◎議案第1号より議案第3号の一括上程、委員長報告、質

### 疑、討論、採決

○議長（鏑本規之君） 日程第3、議案第1号より日程第5、議案第3号までを一括議題といたします。

議案第1号より議案第3号までについては、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、飯尾龍也委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

はい、どうぞ。

○総務介護常任委員長（飯尾龍也君） ただいま一括議題となりました議案第1号から議案第3号につきまして、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告いたします。

総務介護常任委員会は、2月14日午前9時より、本巢市役所旧真正分庁舎第1委員会室において開催いたしました。委員5名全員と鏑本議長が出席したほか、議案説明のため、藤原連合長、事務局長、総務課長、介護保険課長、会計管理者、そのほか担当職員の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決または協議を行いました。

議案第1号。

議案第1号につきましては、執行部より補足説明を受けた後、質疑に入りましたが、質疑及び討論については特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

議案第2号。

議案第2号につきまして、執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、各委員より様々な質疑が出され、答弁及び議論を交わしました。

特に報告すべきものとして、委員からの見出しの改正はということかとの質疑に対し、複数の条のうち、削る条があるため、見出しを新しくつけ直すこととしたものであるとの答弁がありました。

続きまして、改正内容によって影響のある職員はいるのかとの質疑に対し、改正内容は、昇格時の号給が上がった形の充て方に変わったものであるが、改正後に対象となる職員は出てくると思うが、現行直ちに影響のある職員はいないとの答弁がありました。

続きまして、管理職員特別手当の対象者は。また、労働基準法との関係や一般職員の時間外手当への影響はとの質疑に対し、管理職は6級以上の職員である。また、今回は人事院勧告によるものであり、労働基準法等関係法令は遵守されていると考える。また、一般職員の時間外手当は今回の改正には影響しないとの答弁がありました。

続きまして、今回の管理職員特別手当の改正は、開始時間が早まった内容であるが、1時間でも勤務すれば該当になるかとの質疑に対し、お見込みのおりであるとの答弁がありました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

議案第3号。

議案第3号につきましては、執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、各委員より様々な質疑が出され、答弁及び議論を交わしました。

特に報告すべきものとして、施行日はどの質疑に対し、令和7年4月1日であるとの答弁がありました。

また、反対討論として、手当の引上げそのものについては賛成であるが、引き上げる時期について、正職員と同じ時期にすべきと考えるので反対であるとの討論がありました。

なお、賛成討論として、時期は正当であるとの賛成討論がありました。

その後の採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定されました。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（鰐本規之君） 議案第1号について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鰐本規之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鰐本規之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号に対する委員長報告は可決です。

議案第1号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鰐本規之君） 起立全員です。

着席ください。

よって、議案第1号は全員賛成で可決されました。

次に、議案第2号について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鰐本規之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鰐本規之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第2号に対する委員長報告は可決です。

議案第2号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鏑本規之君） 全員賛成です。

着席願います。

よって、議案第2号は可決されました。

次に、議案第3号について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、関谷君。

○9番（関谷守彦君） 議席番号9番、関谷守彦でございます。

1点質問したいと思っております。

本来であれば、私も総務介護常任委員会のメンバーでありますので、質問するのはちょっとどうかと思いましたがけれども、先ほどの委員長報告の中で、若干不十分だったような気もいたします。

その点で個人で質問したいと思っておりますけれども、今回の会計年度任用職員の方の期末手当並びに勤勉手当の改正につきましては、今年4月1日から実施をするという、そういう内容でありますけれども、こういったことについて人事院では、できるだけ正規の職員の方と同様の取組をしたかどうかという、そういったことが出ておりますけれども、そういったことについても議論があったのかどうか、報告をお願いしたいと思います。

○議長（鏑本規之君） 飯尾龍也君。

○総務介護常任委員長（飯尾龍也君） ちょっとすみません。

○議長（鏑本規之君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時54分

○議長（鏑本規之君） 再開をいたします。

○総務介護常任委員長（飯尾龍也君） 先ほど報告したとおりです。

以上です。

○議長（鏑本規之君） ほかに質問はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（鏑本規之君） なければこれで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

9番、関谷議員。

○9番（関谷守彦君） では、反対討論をさせていただきます。

私は先ほどの質疑のところでも述べさせていただきましたけれども、令

和5年4月1日から人事院の事務総長の通知ということで、これまでの通知の中に新たに加えて、一般職員の給与に関する法律等の改正により常勤職員の給与が改定された場合における非常勤職員の給与については、改定された常勤職員の給与の種類、その他改定の内容及び当該非常勤職員の任期、勤務形態等を考慮の上、当該常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定するよう努めることということが、わざわざ1項設けてあります。

これはあくまでも努めることということですので、最終的な判断は自治体ということになるわけでありましてけれども、こういったものが出され、さらに今、総務省からは、6月並びに12月からこの点についての通達もぜひ再認識してほしいというような促すそういった通知文書が出されるという中で、今回この広域連合においては、期末手当等について、正規の職員の方については、前回遡って取り扱うという取組がされたと思っておりますけれども、非常勤職員の方についても同様の措置を取るべきではないか、そういった観点から、私は今回の改正、引上げそのものをするということについては反対じゃありませんけれども、その時期について、早くすべきであるという観点から、この議案については反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（鰐本規之君） ただいま反対の討論がありました。

賛成の討論はありませんか。

はい、どうぞ、10番。

○10番（馬淵ひろし君） ただいま議題となっております議案第3号 もとす広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論させていただきます。

私の賛成の理由は、関谷議員、今おっしゃられましたけれども、会計年度任用職員の方は、私の認識では、1年の契約で結んでいただいていると。それでその雇用条件に応じて自ら望んでというか、申し込まれて採用していただいているというふうに認識をしております。また、この人事院勧告に伴って4月1日から、新年度から新しい契約の下でこの方々が働かれるという認識であります。

ですので、ちょっと遡求してという国の方針も理解するところはありませんので、ぜひ執行部の正副連合長にはお考えいただきたいと思っておりますけれども、今回についてはこのような形で毎年度毎年度、会計年度任用職員の方は契約を更新ないしは契約を結んでやるということを重視させていただいて、来年度から行っていくということに賛成をするということですから、この提出された議案については賛成ということで、議員皆様のご理解をいただいて、ぜひ賛成をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鰐本規之君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鰐本規之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。  
これより採決をいたします。  
議案第3号に対する委員長報告は可決です。  
議案第3号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（鏑本規之君） 賛成多数です。  
着席ください。  
よって、議案第3号は可決されました。



◎議案第4号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（鏑本規之君） 日程第6、議案第4号を議題といたします。  
議案第4号については、総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会の協議結果の報告を踏まえ、質疑、討論、採決を行います。  
初めに、総務介護常任委員会の協議結果の報告を飯尾委員長に求めます。  
はい、どうぞ。
- 総務介護常任委員長（飯尾龍也君） 議案第4号。  
ただいま議題となりました議案第4号について、総務介護常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告します。  
議案第4号につきましては、執行部より補正予算書及び補正予算案の概要により、一般会計補正予算の詳細について補足説明を受けました。  
なお、その後、質疑につきましては、特に報告すべきものではありませんでした。  
以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。
- 議長（鏑本規之君） 次に、療育医療衛生常任委員会の協議結果の報告を今枝和子委員長に求めます。  
はい、どうぞ。
- 療育医療衛生常任委員長（今枝和子君） ただいま議題となりました議案第4号について、療育医療衛生常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告いたします。  
療育医療衛生常任委員会は、2月10日午前9時より本巢市役所旧真正分庁舎第1委員会室において開催しました。委員5名全員が出席したほか、鏑本議長に代わり若園副議長の出席をいただき、議案説明のため、戸部副連合長、事務局長、総務課長、療育医療施設長、衛生施設長、その他担当職員の出席を求め、当委員会における協議事項について慎重に協議を行いました。  
議案第4号につきましては、執行部より令和6年度一般会計補正予算書及び補正予算案の概要により補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、まず初めに休日急患診療所の現状と推移はどの質疑に対し、執行部からは、患者数は、12月は昨年より少し多かったが、1月になってからは例年より少し少なく、2月も昨年同期の6割ぐらいである。発熱者の検査も昨年よりは少ないとの答弁がありました。

次に、幼児療育センターの職員が採用できなかった時期の予算が削減されているが、未採用期間の不都合はどの質疑に対し、執行部からは、採用できなかった期間については、指導員が協力し、利用者様に影響がないように対応しており、現在は職員の確保はできているとの答弁がありました。

次に、衛生費の光熱水費について、国から補助金が順次なくなってきているが、減額して大丈夫かとの質疑に対し、執行部からは、今回の減額は国と電力会社両方からの補助を見込んでおり、現状は電力会社から年度を通じて1円74銭の補助があり、また、国からは毎月変動し、例えば7月から8月と12月から1月は補助がなかったが、それ以外の月には90銭から2円の補助があるなど、家庭料金とは異なる高圧電力に対する補助があり、減額するものであるとの答弁がありました。

その後の質疑につきましては、特に報告すべきものはありませんでした。

以上で療育医療衛生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（鏑本規之君） 議案第4号について、協議結果に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鏑本規之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鏑本規之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第4号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鏑本規之君） 起立全員です。

着席ください。

よって、議案第4号は可決されました。



◎議案第5号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（鏑本規之君） 日程第7、議案第5号を議題といたします。

議案第5号については、総務介護常任委員会に審査を付託してありまし

たので、飯尾龍也委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

○総務介護常任委員長（飯尾龍也君） 議案第5号。

ただいま議題となりました議案第5号について、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告します。

議案第5号につきましては、執行部より補正予算書及び補正予算案の概要により、介護保険特別会計補正予算の詳細について補足説明を受けました。

質疑に入り、各委員より様々な質疑が出され、答弁及び議論を交わしました。

特に報告すべきものとして、基金の積立てについて、当初予算より多い額が予算化されている。基金を活用して介護保険料を上げないようにすると聞いているが、実際は基金を使うまでもなかったということかという質疑に対し、結果的に基金の取崩しをしなくてもよかったということは、健全な制度運営ができたものと考えている。地域支援事業による各市町の介護予防事業の充実も影響していると考えているとの答弁がありました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（鰐本規之君） 議案第5号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鰐本規之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鰐本規之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第5号に対する委員長報告は可決です。

議案第5号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鰐本規之君） 起立全員であります。

着席願います。

よって、議案第5号は可決されました。



◎議案第6号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（鏑本規之君） 日程第8、議案第6号を議題といたします。

議案第6号については、老人福祉常任委員会に審査を付託してありましたので、棚橋敏明委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

はい、お願いします。

○老人福祉常任委員長（棚橋敏明君） ただいま議題となりました議案第6号につきまして、老人福祉常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告いたします。

老人福祉常任委員会は、2月12日午前9時より本巢市役所旧真正分庁舎第1委員会室において開催いたしました。鏑本議長含む委員5名全員が出席したほか、議案説明のため、森副連合長、事務局長、総務課長、老人福祉施設大和園長、その他担当職員の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

まず、議案第6号につきましては、執行部より補正予算書及び補正予算概要資料により、老人福祉施設特別会計の歳入歳出補正予算の詳細について補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、各委員より様々な質疑が出され、答弁及び議論を交わしました。

特に報告すべきものとして、委員からの大きく減額している科目があるが、事業を執行しなかったのか。その理由はどの質疑に対し、減額は主に退職した職員等の人件費である。なお、現場の職員は状況をよく理解してくれており、サービスが低下しないよう一丸となって取り組んでいるとの答弁がございました。

その後の質疑、討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上、老人福祉常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（鏑本規之君） 議案第6号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鏑本規之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鏑本規之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第6号に対する委員長報告は可決です。

議案第6号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求

めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鰐本規之君） 起立全員です。

着席願います。

よって、議案第6号は可決されました。



◎議案第7号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（鰐本規之君） 日程第9、議案第7号を議題といたします。

議案第7号については、総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会の協議結果の報告を踏まえ、質疑、討論、採決を行います。

初めに、総務介護常任委員会の協議結果の報告を委員長、飯尾龍也君に求めます。

○総務介護常任委員長（飯尾龍也君） 議案第7号。

ただいま議題となりました議案第7号について、総務介護常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告します。

議案第7号につきましては、執行部より予算書及び当初予算案の概要により、一般会計予算の詳細について補足説明を受けました。

質疑に入り、各委員より様々な質疑が出され、答弁及び議論を交わしました。

特に報告すべきものとして、コンピューター機器に関する委託料、借上げ料について、令和7年度はこの金額として、次年度以降はどうかとの質疑に対し、機器更新の時期と過去の例から考察すれば、次年度以降は減るといことが考えられるとの答弁がありました。

続きまして、公金取扱手数料について、その内容はどの質疑に対し、振込による支払いは指定金融機関の大垣共立銀行を通して行うが、1件当たり自行の場合は税別100円、他行の場合は税別162円となっているとの答弁がありました。

なお、その後の質疑につきましては、特に報告すべきものはありませんでした。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（鰐本規之君） 次に、療育医療衛生常任委員会の協議結果の報告を今枝和子委員長に求めます。

はい、お願いします。

○療育医療衛生常任委員長（今枝和子君） ただいま議題となりました議案第7号について、療育医療衛生常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告いたします。

議案第7号につきましては、執行部より予算書及び当初予算案の概要により補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、まず初めに、歳入で養護訓練運営費の市町負担金の増額理由はとの質疑に対し、執行部からは、全体としては人件費の増加が原因で、人事院勧告による全体の給与の増加のほか、育児休業からの復職者が3名いることから、市町負担金が増えた。会計年度任用職員の未採用など大変なことがあったが、育児休業の職員が戻ってくることにより、新年度以降やれることを増やしていきたいとの答弁がありました。

次に、新年度の新しい取組があれば教えてほしいとの質疑があり、執行部からは、既に2市1町の協力を得て、この地域の拠点である中核機能強化事業所となっており、新年度はこれによる報酬の加算も得られる。また、相談支援事業では、携帯電話を活用して業務の充実を図っていくとの答弁がありました。

次に、民生費や衛生費の需用費の増加について、要因が物価高の影響なのか、施設の老朽化によるものなのか、また、年々増加する見込みなのかとの質疑があり、執行部からは、幼児療育センターでは自動ドアの修繕費を算定しているが、他の施設等の修繕の計画は見込んでいない。衛生施設では、光熱水費の燃料調整費の上昇と修繕料や工事請負費に係る材料費や労務単価の上昇によるものである。また、施設の老朽化対策については、令和18年度まで延命化させることとし、これまでに構造物と基幹的設備など大規模修繕を実施した。今後は中規模以下の設備に対して予算の平準化を図った保全計画に基づいて維持補修を行っていくとの答弁がありました。

その後の質疑につきましては、特に報告すべきものはありませんでした。

以上で療育医療衛生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（鰐本規之君） 議案第7号について、協議結果報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鰐本規之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鰐本規之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第7号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鰐本規之君） 起立全員です。

着席願います。

よって、議案第7号は可決されました。



◎議案第8号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（鏑本規之君） 日程第10、議案第8号を議題といたします。

議案第8号については、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、飯尾龍也委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

はい、お願いします。

○総務介護常任委員長（飯尾龍也君） 議案第8号。

ただいま議題となりました議案第8号について、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告します。

議案第8号につきましては、執行部より当初予算書及び当初予算案の概要により、介護保険特別会計予算の詳細について補足説明を受けました。

質疑に入り、各委員より様々な質疑が出され、答弁及び議論を交わしました。

特に報告すべきものとしては、eスポーツ教室について、瑞穂市は一般財源とのことだが、地域支援事業の対象外なのかという質疑に対し、瑞穂市は既にほかの事業で委託料の限度額まで活用されているため、eスポーツ教室は一般財源となるとの答弁がありました。

続きまして、介護保険の認定が下りるまで約35日という説明があったが、AIの活用などによる短縮の目標はあるのかという質疑に対し、AIの活用については、現在、国のほうでも考えられている。当連合としては、訪問調査時にタブレット端末を活用し、効率化を進めて、一日でも早く認定を下ろせるように、期間短縮につなげていきたいとの答弁がありました。

続きまして、コンピューター関係の委託料について、国からの交付金は総務管理費だけでなく、介護認定等の機器も該当するのかという質疑に対し、主に介護保険システムや認定審査会システムの標準化に係るものが該当する。なお、認定調査のタブレット端末については、DX関係の別の国庫補助金に対して事業の採択を受けるべく、現在国に実施計画書を提出している。タブレット端末については、認定調査員等の負担軽減につながると期待しているとの答弁がありました。

続きまして、介護保険事業計画策定の公募型プロポーザルについて、業者のめどはあるのか、また、業者によって大きく変わる部分があるのかという質疑に対して、福祉関係に強い業者が複数あり、第9期もこの方法であったので、今回も同様の方法を採用のものである。計画の内容としては、国の指針も示される予定であるが、例えば第9期は業者の提案により、若者世代へのアンケートを実施したことなど、特色を出すことはできると考えているとの答弁がありました。

続きまして、歳入で、低所得者保険料軽減費負担金が前年度より減った理由はどの質疑に対し、対象者は増えているが、令和6年度の予算策定時

期は、制度改正による国の基準が定まっていなかった時期であり、令和7年度はその制度改正を反映したところであり、公費負担額が下がったものであるとの答弁がありました。

続きまして、システムの標準化は国の施策であるが、効果についてどう考えているかとの質疑に対し、全国の保険者のシステムが一元化されることで、業務の効率化を図ることができると考えており、そうなれば、職員の働き方も変わってきて、効果が出てくると考えている。また、国は、2018年度比でコストの3割減を目標にしている。そのため、コスト増になる場合には交付税措置も想定されていると聞いているとの答弁がありました。

続きまして、基金を使う見通しはどうか、また、保険料への活用はどの質疑に対し、給付費について、安全率も見ながら費用を算定しており、基金を使うことはできるだけ少なくしていきたいと考えている。また、保険料との関係も、次期計画となる第10期においてもうまく基金を活用し、保険料の上昇抑制につながることができればと考えているとの答弁がありました。

続きまして、介護予防事業について、現在の広域連合のスタンスはどの質疑に対し、事業の実行は各市町であるが、広域連合も事業内容は注視している。例えばeスポーツ教室は令和7年度に3市町が出そろうが、介護予防事業の活性化につながるよう期待しているとの答弁がありました。

続きまして、保険給付費の中で訪問介護費が伸びず、訪問看護費が伸びているが、理由はどの質疑に対し、実態としては、訪問介護も伸びている。これは、介護報酬が下がったことも理由の一つであり、実際は訪問介護も訪問看護も両方伸びているとの答弁がありました。

なお、その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（鰐本規之君） 議案第8号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鰐本規之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鰐本規之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第8号に対する委員長報告は可決です。

議案第8号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鰐本規之君） 起立全員です。

着席願います。

よって、議案第8号は可決されました。



### ◎議案第9号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（鰐本規之君） 日程第11、議案第9号を議題といたします。

議案第9号については、老人福祉常任委員会に審査を付託してありましたので、棚橋委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

はい、お願いします。

○老人福祉常任委員長（棚橋敏明君） 議案第9号につきましては、執行部より当初予算書及び当初予算概要資料により、老人福祉施設特別会計の歳入歳出予算の詳細について補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、各委員より様々な質疑が出され、答弁及び議論を交わしました。

特に報告すべきものを順に挙げますと、まず、修繕料の予算で具体的な修繕箇所はどの質疑に対し、照明のLED化について、一度には無理だが順次替えていく必要があると考えているとの答弁がありました。

続きまして、建物の外壁や躯体は大丈夫かという質疑に対し、躯体などは五、六年前に建築士に見てもらったことがあるが、取りあえず大丈夫であると言われている。設備面では空調設備が課題であるとの答弁がありました。

続きまして、職員の人件費の増について、全体的にどうなっているかとの質疑に対し、正職員と会計年度任用職員の合計人数は、令和6年度より3名減っているが、人件費としては約3,800万円の増となっているとの答弁がありました。

続きまして、燃料費の主なものは。また、昨今は値上がりの影響が大きいと思うが、どのように購入しているのかとの質疑に対し、燃料は養護老人ホームの空調に使用する灯油と厨房の洗濯乾燥機のガス代、また、デイサービスなどの送迎車両の軽油、ガソリンが主である。また、灯油やガソリン、軽油は毎月入札を執行しているとの答弁がありました。

続きまして、電気代はどうなっているかとの質疑に対し、電気代はデマンド監視装置をつけており、限界が近づくと警報が鳴るようになっており、その場合は各部署に協力を求めているとの答弁がありました。

続きまして、機械設備の保守点検など、職員の資格を生かす取組についての考え方はどの質疑に対し、専門的な知識を有するため、現在のところ

は考えていないとの答弁がありました。

続きまして、入所者の健康管理指導の医師はどうなっているかとの質疑に対し、特別養護老人ホームについては、入所者の健康管理指導ということでもとす医師会に派遣を依頼している。養護老人ホームについては、かねてより嘱託医として委託しているとの答弁がありました。

続きまして、年間で医師への支払額は幾らになっているのかという質疑に対し、最高で672万円となるとの答弁がありました。

続きまして、1人の医師が長年続いているが、なぜかとの質疑に対し、医師の選任についてはもとす医師会にお願いしており、医師会から推薦された医師が続いているという状況であるとの答弁がありました。

続きまして、人件費に関連して、現在の職員は全部で何人かとの質疑に対し、令和7年度予算においては、正職員が67名、会計年度任用職員が65名、合計132名であるとの答弁がありました。

続きまして、企業で言うところの売上げはどの程度かとの質疑に対し、介護保険事業の収入と養護老人ホーム措置費など、トータルで7億8,743万1,000円であるとの答弁がありました。

続きまして、純利益を示すとしたら幾らになるのかとの質疑に対し、純利益はなしで、人件費を含んだ総経費から勘定すると3,671万4,000円の基金を取り崩す予算となるとの答弁がありました。

続きまして、予算の中で先行投資にかかる費用はどれくらいかとの質疑に対し、大きなものはなく、新しい制度のための備品費と防犯カメラの設置程度であるとの答弁がありました。

続きまして、職員数やその人件費の割合が高い、先行投資の額、毎年の赤字の額など問題はあるが、行政としてやらなければならないこともある。それを差引きするとどれくらいかとの質疑に対し、行政としてやらなければならないのは養護老人ホームによる措置であるが、定員60名のところ契約入所を除く48名の市町の措置を受けることであるとの答弁がありました。

続きまして、現在の養護の措置者16名で16名しかいない事業に対し多額の人件費をかける必要はあるのか否かとの質疑に対し、数字だけで言うは無駄に見えるかもしれないが、夜勤者も必要であり、会計年度任用職員で補ったりする。定員60名が半分の30名になったからといって人件費は半分になるという単純な話ではないとの答弁がありました。

続きまして、養護は契約入所と市町措置者を合わせて25名ぐらいの入所者で職員14名の人件費という解釈でよいかとの質疑に対し、お見込みのとおりであるが、その中には調理員、栄養士及び事務員も含まれており、介護現場の職員は10名であるとの答弁がありました。

続きまして、養護老人ホームの赤字、しっかり計算されて予算に組み込まれているのかとの質疑に対し、令和6年度と7年度を大和園の経営改善の年と位置づけている。投資的な経費はほとんどない。人件費が問題であ

るのは承知しており、職員の配置計画、見直しをしていかないといけないと考えている。その詳細は令和7年度中にお示ししたいと考えている。いわゆる3,000万円余りの赤字をゼロにしていきたいということで、収入増や繰越金の増などを考えているのでご理解いただきたい。今後は、大和園の持つ潜在的な力の発揮、能力、活力も皆さんにお示ししていきたいとの答弁がありました。

続きまして、民間と公営との差、稼働状況はどうかとの質疑に対し、特養は満床であり、利用者で増やせるのはデイサービスしかないとの答弁がありました。

続きまして、養護や特養など、それぞれの事業で収支は出るのかとの質疑に対し、今すぐでは難しいので、決算時にお示ししたいとの答弁がありました。

その後、質疑、討論においては特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

なお、採決後に当初予算に関連する令和7年度の新規事業の説明があり、この中の質疑及び答弁は、養護のPRについて、その後どうしているかとの質疑に対し、60名のうち48名分は市町の措置であるため、今後とも市町と協議していきたいとの答弁がありました。

続きまして、新規事業における3市町の感触はどの質疑に対し、入所者は21名以上になれば措置費が下がることなど市町にも説明しながら、協力を求めていくとの答弁がありました。

続きまして、新規事業の市町の窓口での資料はあるのかとの質疑に対し、契約入所はPRできるが措置のPRは難しいと考えるが、デイサービスなど介護保険事業については今後考えていきたい。

続きまして、近い将来、高齢者の人口も減るとされているが、大和園の将来の予測はどの質疑に対し、高齢者人口そのものが減るのは2040年以降と言われているが、そのあたりの予測は持っていない。

続きまして、民間との違いについてどう考えているかとの質疑に対し、特養とショートは満床であり、あまり違いはないが、デイサービスは多様な在り方があるが、大和園の特色は365日、日曜日でも正月も営業しているところであり、体験利用でも食事がおいしいとの話をいただいているとの答弁がありました。

続きまして、食事がよい話があったが、例えば子供食堂のように高齢者が気軽に利用できるようにできるのかとの質疑に対し、地理的に難しい面もあるが、現在でも夏祭りなどでは近隣の地域からも来ていただいております、今後とも広報活動をしていきたいとの答弁がありました。

続きまして、やはり行ったことがある施設という安心感があるので、地域に開いた活動をどう考えているのかとの質疑に対し、地域とのつながりは重要と考えており、今後も検討していくとの答弁がありました。

続きまして、例えば大和園を外国人の介護の学校、人材育成の場のよう

にできないかとの質疑に対し、外国人については、日本語学校のスバル学院の事務局長と話もさせてもらっており、まずは交流をと思っている。ちなみに、外国人の実習生は既に受け入れているとの答弁がありました。

続きまして、時給が上がっても勤務時間が減らされている職員がいると聞いているが、職員が笑顔で働ける環境についてどう考えるかとの質疑に対し、勤務時間はどうしても早朝や遅い時間など変則な時間に入っていただけの方を優先せざるを得ない。しかしながら、働きやすい職場を考えていくことは重要なことなので、しっかりと考えていきたいとの答弁がございました。

以上で老人福祉常任委員会の委員長報告を終わらせていただきます。

○議長（鏑本規之君） 議案第9号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鏑本規之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鏑本規之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第9号に対する委員長報告は可決です。

議案第9号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鏑本規之君） 起立全員です。

着席願います。

よって、議案第9号は可決されました。



### ◎閉会の宣告

○議長（鏑本規之君） 以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

令和7年第1回もとす広域連合定例議会を閉会といたします。

皆様、ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時40分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年2月18日

議 長 鏑 本 規 之

副 議 長 若 園 五 朗

署 名 議 員

6 番 高 橋 知 子

10 番 馬 淵 ひ ろ し